

# 自動船位保持設備の電気設備に関する要件における改正の解説

## 1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている「自動船位保持設備の電気設備に関する要件」における改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則B編、H編、P編及び内陸水路航行船規則（外国籍船舶用）が改正されている。なお、本改正の適用は次のとおりである。

### (1) 鋼船規則B編及びP編

2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

### (2) 鋼船規則H編及び内陸水路航行船規則

2026年1月1日以降に検査申込みのあった回転機に適用

## 2. 改正の背景

近年、洋上風力発電の需要の高まりに伴って、SEP（Self Elevating Platform）船といった特殊船の建造が増加してきている。このような特殊な作業船においては、自動船位保持設備（DPS: Dynamic Positioning System）が搭載される場合があり、本会は鋼船規則P編に同設備についての要件を規定している。

これらの規定のうち、DPSに使用される電気設備に関して、図面提出及び検査の要否に一部不明瞭な部分があった。また、用途に限らず、回転機における製造工場等での一部試験について不明瞭な部分があった。

このため、明確化を目的として、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則B編12.2.2-1.(2)(d)iiiにおいて、鋼船規則H編1.1.6に規定する電気設備に関する図面提出の要件が、DPSに用いられる発電機等の電気設備にも適用されるよう明記した。
- (2) 鋼船規則B編12.2.3-1.(6)(d)及びP編12.1.3において、DPSに用いられる発電機等の電気設備にも製造工場等における試験要件が適用されるよう明記した。
- (3) 鋼船規則H編2.4.5(1)(b)において、整流子電動機及び永久磁石電動機は、IEC60034-1:2017 9.3.3に基づき、過電流耐力試験の適用除外となることを明記した。
- (4) 鋼船規則H編2.4.15(6)において、回転機の製造工場等における試験として、過電流及び超過トルク試験の規定が定められているが、IACS UR E13(Rev.3) 4.6と整合させるため、回転機の同一形式の1台目については、超過トルク試験を実施するよう改めた。このため、同一形式の2台目以降の場合のみ、超過トルク試験に代えて過電流試験の実施が認められる。また、外国籍船舶用の内陸水路航行船規則2.4.15(6)についても同様の改正を行っている。